

告 示

埼玉県告示第千十三号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和二年六月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	病 院	所 在 地	有 效 期 限
医療法人社団心志会本庄駅前病院	埼玉県本庄市駅南一丁目三千百十五番三十五号	令和五年三月十九日	